



売主の販売条件

- 1. 本条件への同意** 定義語は、以下に定める。売主の見積書または請求書に異なる条件が定められる場合を除き、以下の販売条件（「本条件」）が、売主から買主に提供されるすべての本商品および本サービスの申込みおよび販売を規定する。買主から提供される注文書またはその他のフォームに含まれる販売条件（本注文の経済条件を除く。）は、売主の受領時期にかかわらず、無効である。本注文を行うことにより、買主は、本条件に同意し、また、売主による本商品および本サービスの販売および引渡しは、本条件を遵守したものであると最終的に推定される。
- 2. 定義** 「買主」および「売主」は、見積書または請求書に記載される。「本商品」とは、見積書または請求書に記載されるすべての備品、製品、商品または材料をいう。「本サービス」とは、見積書または請求書に記載されるサービスをいう。「見積書」は、本商品および本サービスの販売申出のために売主から買主に発行され、発行日から 30 日間有効である。「本注文」とは、売主から本商品を購入する旨の買主の約束をいう。「請求書」とは、売主が書面または行為により受理した本注文について、売主が買主に提供する本商品および/または本サービスの請求書をいう。
- 3. 本注文** 売主は、その単独の裁量により、本注文を受理または拒否する権利を有する。売主による買主からの本注文の受理は、買主の与信承認および売主が要求するその他の条件を条件とすることがある。買主は、売主の事前の書面による同意を得ることなく、本注文を取り消すことはできない。
- 4. 価格および税金** 価格は、見積書または売主が提示する価格表に記載される。価格および本条件は、事前通知なしに変更される場合がある。明記される場合を除き、価格には、消費税、使用税、物品税またはその他類似の税金もしくは関税（「本税金」）は含まれない。買主は、通関手数料、仲介手数料、本税金および売主による本商品の引渡しおよび本サービスの提供に関連して支払われるべきその他の金額の一切を支払う。売主が、本契約に基づき提供される本商品または本サービスに係る本税金を支払うことを要求された場合、買主は、本税金について、売主に速やかに払戻しを行う。
- 5. 支払い** 売主は、すべての請求書について、請求書の日付から 30 日以内に、米ドル（または請求書で指定される通貨）で、即日利用可能な資金にて、売主が指定する口座への電信送金または売主宛に振り出された小切手により、支払いを行う。支払いは、売主が決済資金を受領するまで、受領されたものとみなされない。売主が、買主に対し、本商品を幾口かのロットに分けて引き渡した場合、売主は、ロット別に請求書を発行することができ、買主は、本条に定めるとおりかかる請求書について、すべての支払いを行う。買主は、すべての支払いについて、控除（相殺、反訴、割引、減額その他の別を問わない。）なしに全額支払う。買主が、支払うべき金額を売主に支払わなかった場合、買主は、(a)支払いが行われるまで日ごとに発生する年率 18%、または(b)法律により許容される上限金利のうち、低い年率で利息を支払う義務がある。
- 6. 引渡しおよび受理** 売主は、本商品を売主が指定する施設（INCOTERMS® 2010）に工場渡しで（INCOTERMS® 2010）引き渡す。買主は、すべての運送費、保険料およびその他の輸送費、ならびに特別な包装費を支払う。売主は、見積書の引渡日の期限を遵守するよう商業上合理的な努力を尽くし、また、本商品を分割出荷する権利を有する。買主は、引渡日から 7 日以内に、損失、損害、不足またはその他の不適合について、書面にて売主に通知しない限り、引渡しをもって本商品を受領したものとみなされる。当該通知が受領されなかった場合、買主は、本商品または本サービスを拒否する権利を有さず、本商品の請求書の価格を支払うことを要する。買主は、本商品の引渡しを中止または遅延する権利を有さない。買主が本商品の引渡しを受領しなかった場合、売主は、買主のリスクおよび費用負担で、本商品を保管または保管の手配を行う権利を有する。買主は、引渡しまでの本商



品に関する合理的な保管の費用および保険料を速やかに支払う。売主は、事前に書面で許可していない本商品の返品を認めない。

7. リスクおよび権原 本商品に対する損失または損害のリスクは、適用あるインコタームズに従って、本商品が買主またはその代理人に引き渡された時点で、買主に移転する。本商品に対する権原は、売主が本商品の請求書の価格を全額受領してから、買主に移転する。権原が買主に移転するまで、買主は、売主の受寄者として、受託ベースで本商品を保有する。買主は、本項に定める損失または損害のリスクを補填する十分な保険に加入していることを表明する。売主は、本商品の支払いを全額受領した時点で、本商品の権原が買主に移転することを保証する。

8. 担保権 買主は、全額が支払われるまで、未払いの金額分の担保権を本商品に設定する。売主は、当該担保権について、貸付証書を交付する権利を有し、買主は、売主の要求に応じて、当該証書または売主が自らの担保権を保護するために必要であるとみなすその他の文書に署名する。

9. 制限付き保証

a. 本商品 見積書または売主が公表した本商品の仕様書に別途定める場合を除き、売主は、売主が製造した本商品が、発送日から 12 か月にわたって、材質および仕上りの瑕疵がないことを買主に保証する。当該保証に基づく買主による唯一かつ排他的な救済は、売主の単独かつ唯一の裁量により、瑕疵があるとされた本商品を修理するまたは適合する本商品と差し替えることである。買主は、売主から要求または許可された場合、運送費前払いで、瑕疵のある本商品を売主に返品する。売主の供給業者により許可される限りにおいて、売主は、売主から買主に販売された本商品に関連して当該供給業者に提供された構成要素または部品について、供給業者から保証を引き継ぎ、また、供給業者の保証条件に従って保証請求を行うことにつき、買主を支援するために合理的な努力を尽くす。

b. 本サービス 売主は、職人らしい方法および適用ある業界基準に適合した方法により、本サービスが提供されることを買主に保証する。売主により提供された報告書および証明書は、記載された日にのみ有効であり、それ以降はいかなる保証も構成しない。売主は、その単独の裁量により、かつ、本書に定める本サービスの保証の違反に関する買主による単独かつ唯一の救済として、違反をもたらした本サービスを再度実施するか、または売主の選択により、違反をもたらした本サービスについて買主が支払った費用を払い戻す。ただし、買主は、瑕疵のある本サービスの実施後 30 日以内に、違反に関する合理的に詳細な書面による通知を売主に提供する。

c. 例外 上記の制限付き保証は、買主が、本商品または本サービスの金額を全額支払っていない場合は適用されず、かつ、(i)誤用、事故、乱用、不履行、通常使用による損傷、不適切な設置、保守管理の怠りもしくは不適切な応用または買主または第三者の過失による事項を原因とする瑕疵または損失、(ii)消費財（唯一の保証は、発送時の瑕疵または材料を免れることである。）、(iii)本条件における明示的な保証が、売主が公表した推奨される交換頻度を超える場合、(iv)瑕疵のある本商品の除去および／または交換に係るリコール費または人件費、(v)第三者による瑕疵のある本サービスの再実施、(vi)売主が製造していない商品もしくは製品または売主が実施していない本サービスにおける瑕疵、(vii)材料または設計に関する買主の仕様書に従って製造された本商品、または(viii)特定の日時点で証明される本サービスの一部として提供される報告書、証明書または概要書の日付以後に生じた商品または製品の瑕疵には及ばず、これらには適用されない。

10. 保証の否認 本条件に定める明示的な保証を除き、売主およびその供給業者は、本商品または本サービスについて、明示、黙示または法定のいずれによるかにかかわらず、これ以外のいかなる保証も行わず、本書によりこれ以外のいかなる保証も否認する（権原、商品性、特定目的への適合性、



非侵害または履行、取引、使用または売買の過程で生じる黙示的保証を含むが、これらに限定されない。)。

11. 秘密情報 一方当事者から開示されたあらゆる技術および／または事業関連の情報のうち、明示的に秘密と記載されるかまたはその性質上黙示的に秘密であるものは、受領当事者により秘密を厳守され、また、受領当事者は、本商品の製造、販売、購入または使用の目的または本書に基づく当事者の義務を履行する目的以外にこれを使用しない。

12. 知的財産権 買主と売主の間では、売主は、本商品および本サービスにおけるおよびこれらに対する特許、著作権、マスクワーク、営業秘密、商標およびその他の知的財産権におけるまたはこれらに対するすべての権利、権原および利益を所有および保持する。本商品の販売または本サービスの実施は、売主の商標または商号を使用するためのライセンス（明示または黙示の別を問わない。）を譲渡せず、また、買主は、売主によりまたは売主に代わって、事前に印を付されたまたは包装された本商品の再販売に関するものを除き、本商品または本サービスに関する売主のいかなる商標または商号も使用しない。

13. 侵害 本条件に従って、売主は、本商品が有効に発行された米国特許を侵害しているとする第三者の請求について、買主を補償し、保護するとともに、その責任を免除する。売主は、(a)本商品をその他の製品または材料と併用したことまたは本商品を売主が予定または指定したものと異なる方法により使用したこと、または(b)買主の仕様または設計に基づき製造された本商品を原因とする侵害請求については、一切責任を負わない。本商品が侵害請求の対象となった場合、または売主の意見によれば、侵害対象となる可能性がある場合、売主は、その選択および単独の裁量により、(i)本商品の使用を継続する権利を買主のために取得する、(ii)本商品を侵害性のないものにするために交換または変更する、または(iii)本商品の返品に同意し、本商品について買主が売主に実際に支払った金額を買主に払い戻すことができる。当該補償は、(y)買主が請求に関して売主に直ちに通知すること、および(z)買主が、請求の防御に関して単独の指揮権を与え、請求に関してあらゆる合理的な支援を行うことを条件とする。買主は、売主の事前の書面による同意を得ることなく、請求について、責任の是認、譲歩または和解の同意を行わない。本条は、侵害請求に関する買主による単独の救済を定める。

14. 責任の限定 これと異なる本条件のいかなる規定にもかかわらず、適用ある法律により許容される最大限の範囲において、**(A)**売主またはその供給会社はいかなる場合も、いかなる法理または責任に基づいても、売主による契約、怠慢、不法行為、保証またはその他の不正な行為もしくは不作為のいずれによるかを問わず、かつ、売主が当該損害の可能性について知っていた場合においても、本商品または本サービスの代用品または代用サービスの調達費、または本商品または本サービスの販売申出、販売または使用に起因する特別損害、間接損害、懲戒的損害、付随的損害、懲罰的損害または派生的損害（利益の損失による損害、事業中断またはその他の損失を含むが、これらに限定されない。）について、責任を負わず、**(B)**すべての請求に対する売主の責任は、直接損害に限定され、その総額は、責任が生じた注文に基づき売主が支払った総額を超えないものとする。

15. 補償 適用ある法律により許容される最大限の範囲において、買主は、買主による本商品または本サービスの購入、販売または使用（買主による本商品または本サービスの誤用、買主による本商品または本サービスの使用に起因する環境関連の請求または買主の責に帰すべきその他の行為もしくは不作為、故意の違法行為または過失（受動的か能動的かの別を問わない。）を含むが、これらに限定されない。）に起因する、関するまたは何らかの方法により関連する訴訟、法的措置またはその他の手続における防御または和解を行うにあたって、売主、その子会社、関連会社、親会社、パートナー、



その承継人および譲受人ならびにそれぞれの現旧取締役、役員、従業員および代理人（総称して「売主被補償者」）が被る、負担するまたは責任を負う、あらゆる損失、損害、責任、要求、請求、訴訟、判決、料金、裁判費用および法的その他の費用（合理的な弁護士報酬を含むが、これに限定されない。）（「本責任」）について、売主被補償者を補償し、保護するとともに、その責任を免除する。ただし、買主は、本項において、売主被補償者の故意の違法行為または過失を唯一の原因として生じるまたは本条件に定める売主の侵害に関する補償義務により補填される本責任については、補償義務を負わない。

16. プライバシー通知 売主は、管理者として、以下の目的のために要求される、買主、その従業員および代表者の特定の個人情報（氏名、役職、Eメールアドレス、電話番号および住所を含む。）（「個人情報」）を収集する。個人情報は、売主が、買主に対する本商品の供給の管理を可能にするために提供される必要がある。売主は、世界中の関連会社と個人情報を共有することができる。売主およびその関連会社は、専ら、懸念中のおよび潜在的な供給活動に関して買主とやり取りするため、顧客管理目的のためおよび買主と売主の事業関係に関するその他の正当な事業目的のために、プライバシーおよび情報保護に関する適用ある法律に従って、個人情報を収集および使用する。個人情報は、売主の米国のグローバル拠点に転送され、米国および売主が事務所を有するその他の場所の関連会社と共有することができる。個人情報は、売主およびその関連会社に代わって個人情報を処理し、米国その他に所在の売主およびその関連会社の第三者供給業者（ホスト・サービス提供者を含む。）と共有することもできる。買主は、本条に定める情報をその従業員および代表者に周知する。買主は、本項に定める目的または買主が同意するその他の目的のために、米国またはその他の国に所在の売主およびその関連会社に対する個人情報の転送および当該売主およびその関連会社による個人情報の処理について、自ら同意し、かつ、その従業員および代表者の同意を確保する。買主は、買主が本項または買主に適用されるプライバシーおよび情報保護に関する法律を遵守しなかったことに起因するまたは関連する請求について、売主およびその関連会社を補償し、保護するとともに、その責任を免除する。

17. 弁護士報酬 いずれかの当事者が、本条件を執行するために、他方当事者に対し訴訟を提起した場合、勝訴当事者は、合理的な弁護士報酬および費用を敗訴当事者から回収する権利を有する。

18. 不可抗力 売主は、その合理的な支配の及ばない事由または状況による不履行または遅延について、責任を負わない。

19. 譲渡 買主は、売主の事前の書面による同意を得た場合を除き、見積書または本注文の全部または一部を譲渡または移転する権利を有さない。売主は、関連会社または本条件が関連する、その事業または資産の承継人に対し、その権利を譲渡、またはその義務もしくはその一部を委譲もしくは再委託する権利を有する。売主は、第三者に対し、保証を負わない。

20. 国再連合条約 国際物品売買契約に関する国際連合条約は本条件に適用されない。

21. 紛争解決および準拠法

両当事者が日本国在住者である場合、本条件に起因するまたは関連する請求または紛争（その違反、存在、有効性または執行可能性を含むが、これらに限定されない。）は、(i)日本商事仲裁協会（JCAA）の商事仲裁規則に従って、日本国東京都で日本語にて行われる、仲裁人 1 名による拘束力のある仲裁により解決され、(ii)本条件は、法の抵触に関する規定を参照することなく、日本法に準拠する。仲裁人の判決は最終的なものであり、管轄権を有する裁判所でも執行可能である。

22. 通知 各当事者は、請求書記載の他方当事者の住所宛てに、配達証明付きの信用のある翌日配達便または国際配達便により、本条件に基づき要求されるまたは許可されるすべての通知を行う。通知



は、受領をもって効力を生じる。本条件に関して買主により提供された通知については、その写しを同時に Gates Law Department, 気付 : General Counsel, 1144 Fifteenth Street, Denver, Colorado, 80202, USA に送付する。

23. 法の遵守 買主は、買主が、すべての「適用法」（適用あるすべての国際、国および地方の法令（労働および雇用（賃金および児童労働に関する法律を含む。）、労働者の安全、情報のプライバシー、消費者保護、環境保護、事業活動、ライセンス供与および許認可、土地区画、輸出入、輸送、無差別および腐敗防止（1977年米国海外腐敗行使防止法および2010年英国贈賄防止法を含む。）に関する法律を含むが、これらに限定されない。）をいう。）を遵守しており、かつ、いつでも遵守することを表明および保証する。

買主は、買主およびその関連会社、取締役、役員、従業員、代理人、代表者、クライアントまたは顧客のうち、本取引に関連する立場で行動するか、本取引から利益を得る者、または売主の製品のエンドユーザーになる者が、以下のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。(a) 国連、米国（米国財務省外国資産管理局、米国国務省、または米国商務省を含む）、欧州連合、英国その他の関連する制裁当局が、資産凍結またはブロッキングの制裁か、取引禁止対象者指定の対象者としていること（以下「制裁対象者」という）。(b) キューバ、イラン、北朝鮮、シリアまたはクリミア地域（以下「制裁対象国」という）に位置し、組織し、居住する者であるか、政府機関、国営事業または政府機関であること。(c) 上記(a)または(b)で特定した法人または自然人が、直接か間接に50%以上を所有している者であること。買主は、売主の見積書、請求書または注文書（該当する場合）に関連するすべての取引、支払いおよび資金振替については、制裁対象者であるか、制裁対象国において組織されるか、同国に所在する銀行または金融機関から、売主に対する支払いを実行し、開始するか、試みてはならず、当該銀行または金融機関を経由して当該支払いを実行し、開始するか試みることもできない。買主は、売主が銀行または金融機関が本条に適合しないと通知した場合、[14]日以内に代替の銀行または金融機関を特定する。その後、当該銀行または金融機関は、売主の見積書、請求書または注文書（該当する場合）に関連して使用する前に、売主の承認を得なければならない。本条に基づいて許可を受けていない銀行または金融機関の使用か、当該銀行または金融機関の関与によって発生した費用または遅延は、買主の責任とする。また、銀行情報を提供する義務は、本条を遵守しない限り、履行されたとみなされない。

24. 言語 本条件は、英語で規定される。本条件が、便宜上または法的要請により他の言語に翻訳され、不一致がある場合は、英語版が、適用ある法律により許容される最大限の範囲において、優先する。

25. 雑則 支払いは期限厳守で行われる。買主は、本書に明示的に定めのない表明または保証により、売主に本商品または本サービスを購入するよう仕向けられていないことを認める。本条件は、両当事者の完全な合意を構成し、本書に含まれる主題に関する、両当事者間の既存のすべての合意およびその他すべての口頭または書面によるやり取りに優先する。本書に含まれる規定および条件のいずれも、売主の権限を有する代表者により署名された書面による場合を除き、追加、変更、差替えまたはその他の改変を行ってはならない。ある状況において、本書の規定を放棄したことまたは執行しなかったことは、その他の状況におけるその他の規定または当該規定の放棄とはみなされない。本書に含まれる条項の見出しは、参照のため便宜上付されたものであり、いずれの規定の解釈にも影響を及ぼさない。本条件の規定が、禁止または強制不能と判断された場合、両当事者は、無効の規定の代わりに有効かつ強制可能な規定で、無効の規定の意図および経済効果に最も近似するものを速やかに用意し、残存する規定は、有効に存続する。第10条ないし第12条、第14条、第15条および第17条ないし第25条は、本条件の終了後も存続する。

[以上]